

2こ保発第 10817 号  
令和 2 年 5 月 26 日  
( 公 印 省 略 )

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部  
保育サービス課長 津本 卓也  
保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

### 緊急事態宣言の解除後における保育施設の対応について

日頃から大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。保護者の皆様には、これまで、登園自粛のお願いをしてまいりました。多くの方々のご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、国は、令和 2 年 5 月 25 日をもって、緊急事態宣言を解除することを決定いたしました。一方、感染防止策の徹底等を継続する必要があるとの対処方針を示しております。

これを踏まえ、区としては、下記のとおり対応をいたします。保護者の皆様におかれましては、引き続きのご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 基本的な考え

区は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令以前より、登園の自粛をお願いし、宣言発令中においても、引き続き、保育の提供を縮小して実施してまいりました。

宣言解除後も、なお、基本的な感染防止策を徹底することから、区としても当初の方針を継続し、保護者が在宅で、かつ、ご自宅にて保育が可能な場合及び親族等による家庭保育が可能な場合には、6 月末日まで児童の登園をお控えいただくようお願い いたします。

#### 2 保育料について

区立保育園、私立保育園、小規模保育所及び事業所内保育所の保育料の取り扱いについては、別紙 1 「認可保育園等の登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて」をご覧ください。当該通知は、区ホームページ上にも掲載しています (7 参照)。

#### 3 求職活動における在園要件について

別紙 2 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う求職活動等における在園要件の取り扱いについて」をご覧ください。当該通知は、区ホームページ上にも掲載しています (7 参照)。

#### 4 育児休業に伴う復職日再延長について

育児休業中の方には、7月1日までに復職していただくようお願いしておりましたが、宣言解除後の保育を段階的に再開し、子どもたちへのより安全な保育を提供していくために、復職日の期限を7月31日に延長いたします。

なお、復職し、保育の利用を希望される場合は、「育児休業取得者復帰証明書」のご提出をお願いいたします。

#### 5 勤務再開に伴う6月分の休園届の取下げについて

6月分の休園届が提出済の方で、勤務先のご事情により、同月中の保育が必要となった場合は、「休園取下届」のご提出をお願いいたします。

#### 6 慣れ保育について

子どもたちが集団生活へ徐々に適応できるよう、必要に応じて、慣れ保育を受けることができます。

通常の保育を利用する場合と同様に、育児休業取得中の方は「育児休業取得者復帰証明書」を、6月分の休園届を提出済みの方で、同月中の利用をご希望の場合は「休園届取下届」を、それぞれご提出ください。

#### 7 各種書類の掲載場所及び提出方法について

本通知のほか、ご提出いただく書類（届出様式）については下記に掲載していますので、必要な書類をダウンロードしてください。

なお、現在、感染防止のため、窓口での書類受付は行っておりません。お手数ではありますが、下記宛先までご郵送いただきますようお願いいたします。

##### (掲載場所)

本通知 別紙1・別紙2	「大田区HP」⇒「新型コロナウイルス感染症情報」 ⇒「子どもに関すること」⇒「保育園の登園自粛について」
休園取下届	
育児休業取得者 復帰証明書	「大田区HP」⇒「子ども」⇒「保育（一時保育を含む）」 ⇒「しおり・申込書・申請書等」 ⇒「産前産後休暇や育児休業に関する証明書」

このほか、新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設関連情報については、随時上記ホームページに掲載いたします。

##### (郵送先)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区保育サービス課 保育利用支援担当宛て

8 子どもと家庭に関する相談窓口について

区では、子育てに関するお悩みや不安を抱える方々への支援として、以下の相談窓口を設けています。お困りの時は、ご遠慮なくお気軽にご相談ください。

◆子どもと家庭に関する総合相談

子ども家庭支援センター 「キッズな」	03-5753-7830	月～金 9:00～18:00 土 9:30～18:00 0歳から18歳未満の子どもとご家庭のお悩みについての相談窓口です。
子育てひろば	大森 03-5753-7830 洗足池 03-5754-7830 蒲田 03-5714-1152 六郷 03-6715-7830 羽田 03-3744-0111 仲六郷 03-5703-3131	大森 月～金 9:30～18:00 洗足池 月～土 10:00～18:00 蒲田 月～土 10:00～18:00 六郷 月～土 10:00～18:00 羽田 月～金 10:00～16:00 仲六郷 月～金 10:00～16:00 3歳までのお子様を対象に、育児の不安やお悩みの相談をお受けしています。

◆児童館・学童保育に関する相談

各児童館	—	月～土 9:30～16:00
子育て支援課 子育て支援担当	03-5744-1273	月～金 8:30～17:00

◆保育施設の案内、育児相談に関する相談

保育サービス アドバイザー	03-5744-1617	月～金 8:30～17:00
------------------	--------------	----------------

【 問合せ先 】

- 1 区立保育園に関すること 保育サービス課 管理係 電話 03-5744-1279
- 2 私立保育園に関すること 保育サービス基盤担当(認可) 電話 03-5744-1727
- 3 小規模保育所、事業所内保育所に関すること  
保育サービス基盤担当(小規模・人材) 電話 03-5744-

1277

- 4 保育料、休園に伴う各種届出、育児休業取得者復帰証明書に関すること  
保育利用支援担当 電話 03-5744-1280

※育児休業給付金の問合せは、ハローワークにお願いいたします。

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保育サービス課長

津本 卓也

保育サービス推進担当課長

早田 由香吏

## 認可保育園等の登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて

令和 2 年 5 月 26 日現在、保育料については以下のとおりの取り扱いとしますのでご確認ください。

項目	説明
1 保育料の計算方法について	
月額保育料	<p>減額後の保育料＝月額保育料×登園日数÷25日（10円未満切捨）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休園届を提出し、1日も登園がなかった場合は免除となります。</li> <li>・保護者同伴の面接や健康診断は登園日とはいたしません。</li> <li>・保育時間が短い場合でも登園した場合は1日登園した扱いとなります。</li> </ul>
月ぎめ延長保育料	区立保育園の月ぎめ延長保育料の減額は月額保育料と同じ計算方法で算出します。私立保育園の月ぎめ延長保育料については、各施設にご確認ください。
2 保育料徴収方法等の取扱いについて	
(2) 認可保育園の場合	
【4月分】	<p>休園届・育児休業延長申出書の提出の有無にかかわらず、一旦保育料全額をお支払いいただきます。登園実績を区が在園する保育園に確認した上で、日割り計算を行います。</p> <p>計算の結果生じた過払い分は、7月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は7月20日頃納付書をお送りします。</p> <p>なお、4月分保育料は、4月16日以降を日割り対象期間とし、4月1日から4月15日までについては、登園実績によらず算定対象外とします。ただし、延長保育料で免除となるのは月ぎめ延長保育のみです。</p>
【5月分】	<p>(1) 4月24日までに休園届を提出した世帯</p> <p>保育料を全額免除とします。ただし、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、登園実績がある場合は日割り計算を行います。発生した保育料は7月20日頃納付書をお送りします。</p>

裏面に続く

別紙 1

	<p>(2) 4月25日以降に休園届を提出または休園届未提出の世帯</p> <p>一旦保育料全額をお支払いいただきます。その後、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、日割り計算を行います。計算の結果生じた過払い分は、8月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は、7月20日頃納付書をお送りします。</p> <p>※4月25日以降に区に到着した休園届は可能な限り(1)の処理を行いますが、全額お支払いいただいた場合は、(2)のとおりとさせていただきます。</p>
【6月分】	<p>(1) 5月25日までに休園届を提出した世帯</p> <p>保育料を全額免除とします。ただし、登園実績がある場合は日割り計算を行います。発生した保育料は8月20日頃納付書をお送りします。</p>
	<p>(2) 5月26日以降に休園届を提出または休園届未提出の世帯</p> <p>一旦保育料全額をお支払いいただきます。その後、区が在園する保育園に登園実績を確認した上で、日割り計算を行います。計算の結果生じた過払い分については、9月分以降に充当、充当できない場合は還付します。保育料が発生した場合は、8月20日頃納付書をお送りします。</p> <p>※5月25日以降に区に到着した休園届は可能な限り(1)の処理を行いますが、全額お支払いいただいた場合は、(2)のとおりとさせていただきます。</p>
【還付方法】	<p>(1) 保育料を口座振替でお支払いの世帯</p> <p>登録されている口座に還付します。</p>
	<p>(2) 保育料を納付書でお支払いの世帯</p> <p>還付先口座の登録手続きを別途ご案内します。</p>
<p>(2) 小規模・事業所内保育所の場合</p> <p>保育料は、区が各児童の登園日数を確認後に確定するため、保育料確定後に各施設へお支払いをお願いいたします。なお、既に各施設に保育料をお支払いいただいている場合は、各施設が今後かかる保育料に充当または還付することとなります。保育料充当・還付の時期など詳細は、各施設にお問い合わせください。</p> <p>なお、4月分保育料は、4月16日以降を日割り対象期間とし、4月1日から4月15日までについては、登園実績によらず算定対象外とします。</p>	

問合せ先

(休園手続き及び保育料の計算方法、  
認可保育園の保育料徴収方法に関すること)  
大田区こども家庭部保育サービス課  
保育利用支援担当 03-5744-1280  
(小規模・事業所内保育所における、  
保育料徴収方法等の取扱いに関すること)  
大田区こども家庭部保育サービス課  
保育サービス基盤担当 03-5744-1277

2こ保発第 10780 号  
令和 2 年 5 月 26 日  
(公印省略)

保護者の皆様へ

大田区こども家庭部

保育サービス課長 津本 卓也  
保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

新型コロナウイルス感染拡大に伴う求職活動等における在園要件の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、求職活動のための入所及び就労先からの突発的な解雇や就労内定の取り消しに至った際の求職期間の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

#### 記

当区では、保護者の保育を必要とする要件が「求職中」であった場合、入所月から 2 か月以内の就労開始を在園の要件としており、2 か月以内に就労開始に至らなかった場合、保育の実施期間を終了することとしております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大が求職活動に重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、求職中における保育を必要とする期間を 3 か月に延長して在園を認めているところです。

この度、6 月末まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛のお願いを行っていたことから、例外的に 9 月末日までに就労を開始できれば引き続き在園できる取扱いに変更いたします。

#### 1 求職中の取り扱い

##### (1) 4 月から 6 月までに求職中の要件で入所された世帯

9 月末日までに就労を開始できれば引き続き在園できます。

就労を開始後、就労証明書を提出してください。

##### (2) 就労先からの突発的な解雇や就労内定の取り消しに至った世帯

退職日から 3 か月以内に就労できれば引き続き在園できます。ただし、4 月から 6 月末までの自粛要請期間は 3 か月に含めません。

就労を開始後、就労証明書を提出してください。

##### (3) 7 月以降に「求職中」の要件で入所する場合

## 別紙 2

当面の間、入所月から3か月以内に就労開始できれば引き続き在園できる取扱いとします。

### 2 提出書類

#### (1) 就労から求職活動に変更する場合

- ① 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
- ② 求職活動申立書

#### (2) 就労内定取消、育児休業中の解雇などにより求職活動に変更する場合

- ① 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
- ② 求職活動申立書
- ③ 離職理由が会社都合によることが確認できる書類のコピー  
(退職証明書、離職票など)

ご不明な点はお問合せください。

問合せ

保育サービス課保育利用支援担当

電話 03-5744-1280